

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 1 号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 22 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 22 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 22 年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 22 年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 22 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 意見案第 1 号 政府の E P A 基本方針策定に関する意見書
-

平成 2 2 年 第 5 回

遠軽町議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日（金）午前 9 時 5 8 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|----------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 平成 2 2 年度遠軽町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 平成 2 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 平成 2 2 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 平成 2 2 年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 平成 2 2 年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 号 | 平成 2 2 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 1 | 意見案第 1 号 | 政府の E P A 基本方針策定に関する意見書 |

◎出席議員（16名）

17番	浅水輝彦君	1番	石田通行君
2番	今村則康君	3番	清野嘉之君
4番	林照雄君	5番	黒坂貴行君
6番	松田良一君	7番	岩上孝義君
8番	山田和夫君	9番	岩澤武征君
11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
15番	奥田稔君	16番	高橋義詔君

◎欠席議員（2名）

議長	18番	前田篤秀君	10番	杉本信一君
----	-----	-------	-----	-------

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君		

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	磯貝勝幸君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	財政課長	太田守君
保健福祉課長	岡村宏君	住民生活課長	渡辺喜代則君
会計管理者	松本妙子君	水道課参事	岸野博美君
総務課主幹	大堀聡君	生田原総合支所長	石川弘美君
丸瀬布総合支所長	工藤敏広君	白滝総合支所長	池田博利君
教育長	河原英男君	教育部長	橋本健一君
総務課長	松橋行雄君	社会教育課長	中村哲男君
社会体育課長	工藤重雄君	監査委員事務局長	吉田博之君
選挙管理委員会事務局長	吉田博之君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	伊藤雅彦君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

《平成22年11月26日》

◎開会宣告

○副議長（浅水輝彦君） 本日をもって招集されました、平成22年第5回遠軽町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○副議長（浅水輝彦君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○副議長（浅水輝彦君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

なお、前田議長、杉本議員より欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成22年度例月出納検査の結果、並びに議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第10までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長（浅水輝彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、黒坂議員、奥田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○副議長（浅水輝彦君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋義詔議会運営委員長。

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成22年第5回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間とするこ

とに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○副議長（浅水輝彦君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件の要旨説明

○副議長（浅水輝彦君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成22年第5回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、第4回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

文化センター等を考える会についてであります。この考える会につきましては、私の公約でもあります永年の懸案事項である文化センターの建設並びに老朽化した福祉センターの建替え等について、広く皆様から御意見をいただき検討するための組織であります。10月15日に、文化連盟や各自治会連合会等からの推薦と一般公募による30名の委員でスタートし、来年10月までの短い期間であります。建設の是非を含めて十分な協議をお願いしたところであります。

また、その経過等につきましては、議会各委員会に随時報告をさせていただくとともに、広報等により町民の皆様に周知を図ってまいります。

なお、この考える会の検討結果を受け、議会とも十分協議をさせていただき、建設の是非を決定させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、来年2月27日に開催を予定しています、第26回湧別原野クロスカントリースキー大会についてであります。10月13日に実行委員会が開催され、本町が大会事務局を受けたところであります。

来年の大会であります。以前から大会参加者、地域住民などから100キロコースの復活を望む声が数多く寄せられていたこともあり、コースを20キロ延長し、丸瀬布中学校をスタートとし、湧別町上湧別TOMをゴールとする、全長70キロの特設コースで開催することとなったところであります。

次に、町内にあります公園についてであります。10月24日には、丸瀬布森林公園

《平成22年11月26日》

いこいの森で、森林公園の閉園式と森林鉄道蒸気機関車雨宮 21 号の格納式が行われ、また、11月3日には太陽の丘えんがる公園も閉園したところであります。

本年は、旭川紋別自動車道の延伸により、道央圏と高規格道路がつながったことや高速道路の無料化実験事業等のプラス効果により、入り込み観光客数が伸びたところであります。

次に、政府が検討している T P P（環太平洋連携協定）関連についての道内の動きであります。北海道農業・農村確立連絡協議会は 10 月 25 日に E P A（経済連携協定）基本方針の策定について、T P P を含め包括的経済連携においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること、また、参加そのものに対しても国民合意が得られるまで十分検討することなどの緊急要請書を民主党を初め農林水産省、外務省などに対して提出しております。

北海道議会においても、11月9日の閣議決定前の8日に「T P P 交渉への参加を行わないよう求める意見書」を可決しており、オホーツク総合振興局管内においても、美幌町議会、斜里町議会が8日に、網走市議会が10日に T P P 交渉への不参加を求める意見書を可決しています。

このような状況のもと、本町といたしましても E P A（経済連携協定）・F T A（自由貿易協定）等あらゆる国際交渉においては、重要農産物品目を関税撤廃の対象から除外するよう国に対し強く要請してまいりたいと考えております。

なお、明日 27 日には、網走市において、オホーツク農業協同組合長会及び北見地区農民連盟の呼びかけによる「T P P 交渉への参加断固反対！オホーツク総決起集会」が開催されますので、これに参加し、T P P 交渉への参加反対を訴えてまいりたいと考えております。

次に、11月7日には、生田原小学校開校 100 周年記念事業実行委員会主催による生田原小学校開校 100 周年記念式典が挙行されました。

生田原小学校は、地域開拓者たちの努力により、明治 43 年 7 月 12 日に児童数 18 人をもって遠軽尋常小学校生田原教授所として開校したもので、昭和 22 年の学制改革により現在の校名であります生田原小学校となり、開校から今日まで、6,500 有余人の卒業生を輩出しております。

式典には約 180 名人が出席し、全校児童による合唱などが披露され、盛大に 100 周年をお祝いしたところであります。

100 周年を契機に、生田原小学校が、長い歴史と伝統を継承し、次代を担う子供たちの健全な育成の場として、一層飛躍されますよう願うものであります。

次に、湧別川重油流出事故についてであります。11月4日午後 2 時 20 分ごろ、遠軽町南町 3 丁目の給油所の重油充填施設におきまして、従業員が移動タンク車に重油を給油中にその場を離れたため、満タンになったタンクから重油が流出し、約 3 キロリットルの重油が、敷地内から国道雨水管を通り、町の下水道雨水管に流入し、遠軽高校地先の 3

《平成 22 年 11 月 26 日》

7号樋門から湧別川に流出した事故であります。

本町には、11月5日午前8時30分ごろ「いわね大橋付近で石油臭がする」との住民通報を受けた網走開発建設部網走西部河川事業所から調査依頼があり、消防署とともに調査を行い、37号樋門からの油の流出を確認するとともに、流出元を確認したところで

す。

このため、事故の対応策を関係機関と協議し、雨水管の清掃、湧別川への重油流出防止等の対策を行い、11月7日午後7時に完了したところであります。

また、この事故により、湧別町においては、11月5日午前9時ごろに浄水場の取水を停止したことから、湧別町の浄水場の配水池に遠軽、紋別から消防水槽車などで水道水を補給するなど対応を行った結果、11月7日午前1時30分ごろに正常な運転が開始されています。

なお、今回の事故にかかる経費につきましては、網走開発建設部の請求方法に準じた給油所への請求を考えており、今後、予算の補正が必要となってくることも予想されますので、よろしくお願いいたします。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員の給与改定にかんがみ、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当並びに一般職の職員の給与を改定するため、遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例のほか、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第2号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

歳出については、給与改定等に伴う人件費の精査、吹奏楽全国大会出場等にかかる学校行事負担金の追加、全日本マーチングコンテスト出場にかかる社会教育振興補助金の追加、全国高等学校ラグビーフットボール大会出場にかかる社会体育振興補助金等にかかる経費を計上したところです。

歳入については、基金繰入金を減額するものです。

議案第3号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第4号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第7号平成22年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、給与改定等に伴う人件費の精査により補正をしたところです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の概要であります。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

以上で、第5回遠軽町議会臨時会の行政報告と提出案件要旨の説明を終わらせていただ

《平成22年11月26日》

きます。

◎日程第4 議案第1号から日程第10 議案第7号

○副議長（浅水輝彦君） 日程第4 議案第1号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について、日程第5 議案第2号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）、日程第6 議案第3号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第7 議案第4号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第8 議案第5号平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第9 議案第6号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第10 議案第7号平成22年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件は関連がありますので、一括議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀総務課主幹。

○総務課主幹（大堀 聡君） 議案第1号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

国家公務員の給与改定にかんがみ、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当並びに一般職の職員の給与を改定するため、遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例。

この条例につきましては、第1条から第9条まで、及び附則の規定により遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、遠軽町長及び副町長の給与に関する条例、遠軽町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例及び遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の五つの条例を改正するものです。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

参考資料新旧対照表をお開き願います。

1ページにつきましては、議会議員の期末手当、2ページにつきましては、町長及び副町長の期末手当、3ページにつきましては、教育長の期末手当の支給割合の改正です。

改正の内容につきましては、議会議員、町長、副町長、教育長、同様でありまして、上段の部分につきましては、本年の期末手当の改正で、12月に支給する期末手当の支給割合100分の220を100分の200に、下段の部分につきましては、来年以降の期末手当の改正で、6月に支給する期末手当の支給割合100分の195を100分の190に、12月に支給する期末手当の支給割合、100分の200を100分の205に改正し、現行の年間支給割合4.15月分を3.95月分に引き下げるものです。

4ページ以降につきましては、一般職の職員の給与の改正です。4ページから5ページ

《平成22年11月26日》

までの第23条及び第26条の改正につきましては、本年の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正です。第23条につきましては、12月に支給する期末手当の支給割合、100分の150を100分の135に、第26条につきましては、勤勉手当の支給割合、100分の75を100分の65に改定し、現行の年間支給割合4.15月分を3.95月分に引き下げるものです。

5ページから7ページまでの附則第14項から附則第16項までの改正につきましては、職務の級が5級以上の職員で、55歳を超える職員の給与の抑制措置です。給料月額、管理職手当、期末手当、勤勉手当、休職者の給与等について、それぞれ100分の1.5を乗じて出た額を減じるものです。

7ページから11ページまでの別表の改正につきましては、給料表の改正でありまして、中高年齢層が受ける給料に限定し、月額を200円から500円、それぞれ引き下げるものです。

12ページの第23条及び第26条の改正につきましては、来年以降の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正です。

第23条につきましては、6月に支給する期末手当の支給割合、100分の125を100分の122.5に、12月に支給する期末手当の支給割合、100分の135を100分の137.5に。

第26条につきましては、勤勉手当の支給割合、100分の65を100分の67.5に改正し、現行の年間支給割合、4.15月分を3.95月分に引き下げるものです。

13ページの附則第7項の改正につきましては、給料の切替えに伴う経過措置の改正でありまして、平成19年4月1日施行の給料の切替えに際して、切替え前の給料月額と切替え後の給料月額の差額の支給割合を引き下げるものです。

別紙に戻りまして、4ページをお開き願います。

附則第1項につきましては、施行期日に関する規定でありまして、この条例の施行日は、平成22年12月1日とするものです。例外といたしまして、第2条、第4条、第6条、第8条、附則第4項の規定の施行日は、平成23年4月1日とするものです。

附則第2項につきましては、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の規定でありまして、給料表の改正により給料月額が減額となる職員の給与について、12月に支給する期末手当において減額調整するものです。

附則第3項につきましては、平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え規定です。

附則第4項、附則第5項につきましては、平成23年4月1日における号俸の調整の規定でありまして、平成23年4月1日において43歳に満たない職員について、同日1号俸上位の号俸に調整するものです。

附則第6項につきましては、規則への委任規定です。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

《平成22年11月26日》

○副議長（浅水輝彦君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第2号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ339万円減額し、歳入歳出予算の総額を132億6,737万円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

18款繰入金につきましては、339万円を減額し、総額を1,134万5,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計132億7,076万円から339万円減額し、総額を132億6,737万円とするものであります。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

1款議会費につきましては、87万1,000円減額し、総額を8,109万6,000円とするものであります。1項同額であります。

2款総務費につきましては、1項総務管理費を96万7,000円減額し、総額を33億9,152万3,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を209万2,000円減額し、総額を21億1,021万7,000円とするものであります。

8款土木費につきましては、5項下水道費を924万1,000円減額し、総額を19億4,709万6,000円とするものであります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に418万1,000円追加、6項社会教育費に60万円追加、7項保健体育費に500万円追加し、総額を11億1,186万7,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計132億7,076万円から339万円減額し、総額を歳入歳出同額の132億6,737万円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。8ページをお開き願います。

3、歳出。

1款議会費1項議会費1目議会費、議員報酬及び期末手当等87万1,000円の減額につきましては、議会議員の期末手当の改定に伴う精査であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、特別職人件費59万6,000円の減額につきましては、期末手当の改定及び職員共済組合負担率確定に伴う精査であります。

《平成22年11月26日》

職員人件費 2,855万3,000円の減額につきましては、給与改定及び職員の人事異動に伴う給料、各種手当、共済費の精査であります。15目基金運営費、基金運営事業 2,818万2,000円につきましては、財政調整基金積立金の追加であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業 35万7,000円につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴う繰出金の追加であります。介護保険事業 244万9,000円の減額につきましては、介護保険特別会計の補正に伴う繰出金の減額であります。

8款土木費5項下水道費1目公共下水道費、下水道事業の推進 924万1,000円の減額につきましては、公共下水道事業特別会計の補正に伴う繰出金の減額であります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費 418万1,000円につきましては、遠軽南小学校、南中学校が東京都において開催されました東日本学校吹奏楽大会に出場、並びに遠軽中学校が大阪市において開催されました全日本マーチングコンテストに出場したことなどにより、学校行事負担金に不足が見込まれますので追加するものであります。

6項社会教育費1目社会教育総務費、社会教育各種大会参加費補助事業 60万円につきましては、遠軽高校が大阪市で開催されました全日本マーチングコンテストに出場したことなどにより、社会教育振興補助金に不足が見込まれますので、追加するものであります。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費補助事業 500万円につきましては、遠軽高校が東大阪市で開催されます全国高等学校ラグビーフットボール大会に出場することにより、社会体育振興補助金に不足が見込まれますので、追加するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金 339万円の減額につきましては、財政調整基金繰入金の減額であります。

以上で説明を終わります。

○副議長（浅水輝彦君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 続きまして、議案第3号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 26億6,648万4,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。1ページをお開き願います。

《平成22年11月26日》

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

9款繰入金につきましては、1項他会計繰入金に35万7,000円を追加し、総額を2億5,665万4,000円とするものです。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計26億6,612万7,000円に、35万7,000円を追加し、総額を26億6,648万4,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に35万7,000円を追加し、総額を5,143万円とするものです。

これによりまして、歳出合計26億6,612万7,000円に、35万7,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の26億6,648万4,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。8ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目総務管理費35万7,000円の追加につきましては、平成22年度給与改定及び職員の人事異動等に伴う精査による補正であります。

次に、2、歳入について説明いたします。6ページをお開き願います。

2、歳入。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金35万7,000円の追加につきましては、平成22年度給与改定及び職員の人事異動等に伴う精査による補正であります。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。

○副議長（浅水輝彦君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 続きまして、議案第4号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ244万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,452万1,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1、歳入。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金から244万9,000円を減額し、総額を2億1,061万8,000円とするものであります。

これによりまして、歳入合計13億3,697万円から244万9,000円を減額し、総額を13億3,452万1,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。2ページをお開き願います。

2、歳出。

《平成22年11月26日》

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費から 2 4 4 万 9, 0 0 0 円を減額し、総額を 3, 4 6 6 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

これによりまして、歳出合計 1 3 億 3, 6 9 7 万円から 2 4 4 万 9, 0 0 0 円を減額し、総額を 1 3 億 3, 4 5 2 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の 1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。8 ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 2 4 4 万 9, 0 0 0 円の減額につきましては、平成 2 2 年度給与改定及び職員の人事異動等に伴う精査による補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。6 ページをお開き願います。

2、歳入であります。8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 3 目その他一般会計繰入金 2 4 4 万 9, 0 0 0 円の減額につきましては、平成 2 2 年度給与改定及び職員の人事異動に伴う精査による補正でございます。

以上で説明を終わります。

○副議長（浅水輝彦君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 議案第 5 号平成 2 2 年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

平成 2 2 年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 2 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 8 4 3 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。1 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正。1、歳入につきましては、2 款使用料及び手数料は、1 項使用料を 3 2 万 5, 0 0 0 円減額し、総額を 8, 8 8 0 万円とするものであります。

これによりまして、歳入合計 1 億 8 7 6 万円から 3 2 万 5, 0 0 0 円を減額し、総額を 1 億 8 4 3 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

2 ページをお開き願います。

2、歳出につきましては、1 款総務費は、3 2 万 5, 0 0 0 円減額し、総額を 3, 8 0 6 9, 0 0 0 円とするものであります。1 項同額であります。

これによりまして、歳出合計 1 億 8 7 6 万円から 3 2 万 5, 0 0 0 円減額し、総額を 1 億 8 4 3 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

3 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の 1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、3 節職員手当等 2 3 万 1, 0 0 0 円減

《平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日》

額、4節共済費9万4,000円減額するものでありまして、給与改定による職員人件費の補正であります。

次に、歳入について御説明いたします。戻りまして、6ページをお開きください。

2、歳入であります。2款使用料及び手数料1項使用料1目水道使用料は、32万5,000円の減額であります。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第6号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ924万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億8,738万1,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入につきましては、5款繰入金は、924万1,000円減額し、総額を6億7,589万3,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計12億9,662万2,000円から924万1,000円減額し、総額を12億8,738万1,000円とするものであります。

2ページをお開き願います。

2、歳出につきましては、1款公共下水道費は、924万1,000円減額し、総額を5億7,596万6,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計12億9,662万2,000円から924万1,000円減額し、総額を12億8,738万1,000円とするものであります。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

1款公共下水道費1項公共下水道費1目一般管理費は、2節給料463万7,000円減額、3節職員手当等302万6,000円減額、4節共済費157万8,000円減額するものでありまして、人事異動に伴う会計間の移動及び給与改定による職員人件費の補正であります。

次に、歳入について御説明いたします。戻りまして、6ページをお開き願います。

2、歳入であります。5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、924万1,000円の減額であります。

以上で、公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第7号平成22年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について

御説明いたします。

平成22年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

支出につきましては、1款事業費1項営業費用を75万7,000円減額し、総額を3億6,072万9,000円とするものであります。

次のページをお開き願います。

1ページは、実施計画と資金計画、2ページから3ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

補正予算（第1号）明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきましては、1款事業費1項営業費用1目原水及び浄水費は、3節手当、4節法定福利費を合わせまして15万9,000円減額。2目配水及び給水費は、3節手当、4節法定福利費を合わせまして、13万4,000円減額。4目総係費は、3節手当、4節法定福利費を合わせまして46万4,000円減額するものでありまして、職員給与改定による職員人件費の補正であります。

以上で説明を終わります。

○副議長（浅水輝彦君） これより、一括上程いたしました議案7件の質疑を行います。質疑は、各案件ごとに行います。

議案第1号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款議会費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 2款総務費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 3款民生費、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 8款土木費、14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 10款教育費、16ページから21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成22年11月26日》

○副議長（浅水輝彦君） 次に、2、歳入に入ります。

18款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 次に、2、歳入に入ります。

9款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 次に、2、歳入に入ります。

8款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 次に、2、歳入に入ります。

2款使用料及び手数料、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

《平成22年11月26日》

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款公共下水道費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 次に、2、歳入に入ります。

5款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号平成22年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定貸借対照表を省略し、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出の支出の4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案7件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第1号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成22年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

《平成22年11月26日》

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成22年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時38分 再開

○副議長(浅水輝彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○副議長(浅水輝彦君) お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。

これを日程に追加し議題としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり、日程に追加し、議題とすることに決定いたします。

《平成22年11月26日》

した。

◎日程第 1 1 意見案第 1 号

○副議長（浅水輝彦君） 日程第 1 1 意見案第 1 号 T P P 交渉への参加を行わないよう求める意見書について議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋義詔議員。

○ 1 6 番（高橋義詔君） ー登壇ー

T P P 交渉への参加を行わないよう求める意見書につきまして、読み上げて提案させていただきます。

北海道農業は、開拓入植以来これまで、先人のたゆまぬ努力と英知により、国の政策目標に沿った構造改革を着実に推進してきたところであるが、今日の W T O ・ E P A 交渉による国際化の進展、国際的な食料需給の逼迫や価格の不安定化、肥料や飼料を初めとする生産資材価格の高どまりなどにより、農業・農村を取り巻く状況は大きく変化し、主業的な農業経営の持続的な発展が懸念される状況にあります。

そのような中、政府は 1 1 月 9 日に、E P A 基本方針（包括的経済連携協定に関する基本方針）を策定したところであるが、T P P は関税を原則 1 0 0 % 撤廃するものであり、金融、保険、医療などの幅広い分野における規制廃止を目指すものであり、国内農業のみならず地域経済の崩壊につながることとなります。

農林水産省の試算ではこれが実現すると食料自給率は 1 4 % に落ち込み、国内農業のみならず関連産業の G D P は約 8 兆円の喪失となり壊滅的な打撃を受けることとなります。

したがって、我が国の食料安全保障と両立できない T P P 交渉への参加に反対であり、断じて認めることはできないものと考え、これまで同様、我が国の食料安定供給への重要な役割を担う使命感に立ち、北海道農業が持つ潜在能力をフルに発揮し、持続可能な北海道農業の確立を図るべきと考えます。

よって、政府においては、次の事項について実現するよう強く要望するものであります。

1、関税撤廃を原則とする T P P 交渉への参加を行わないこと。

2、E P A ・ F T A 等あらゆる国際交渉においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目、並びに主要水産物を関税撤廃の対象から除外すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日、北海道遠軽町議会。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（浅水輝彦君） これより、提出者に対する質疑を行います。

《平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日》

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書について、採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係各省庁に送付をいたします。

◎閉会宣告

○副議長(浅水輝彦君) 以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、平成22年第5回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

副 議 長	浅水 輝彦
署 名 議 員	黒坂 貴行
署 名 議 員	奥田 稔

《平成22年11月26日》